

入札説明書

令和 8 年札幌市告示第 600 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和 8 年 2 月 9 日

2 契約担当部局

〒060-0051 札幌市中央区南 1 条東 1 丁目大通バスセンタービル 1 号館 3 階

札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課手当給付係 担当：松田

電話 011-211-3944

メールアドレス childrearing-benefit@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 調達件名

令和 8 年度子育て支援課・障がい福祉課所管文書集配業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による

(3) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

(4) 入札方法

単価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した額(当該金額に 1 銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)をもって決定額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者(落札者となった場合、別紙 3 を速やかに提出すること)であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が大分類「役務(一般サービス業)」、中分類「運輸・通信業」、小分類「道路貨物運送業」に登録されている者であること。

(3) 郵便法(昭和 22 年法律第 165 号)第 2 条に定める郵便の業務を行う者又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 7 項第 2 号に定める特定信書便役務の許可を取得している者で、札幌市との間で定めた巡

回ルート及び巡回スケジュールに基づき、各巡回先を巡回して引き受けることができる者であること。

(4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(7) 札幌市内に本店又は支店等を有していること。

5 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ場所
上記2に同じ。

(2) 入札書の受領期限
令和8年2月24日(火)13時30分(送付の場合は必着)

(3) 入札書の提出方法

ア 入札書は別紙1の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和8年2月24日(火)14時00分開札「令和8年度子育て支援課・障がい福祉課所管文書集配業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。

イ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和8年2月24日(火)14時00分開札「令和8年度子育て支援課・障がい福祉課所管文書集配業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 質問の提出方法

原則、所定の様式「質問書」を用いて電子メールにより提出すること。その際、件名は「質問(令和8年度子育て支援課・障がい福祉課所管文書集配業務)」とすること。

イ 質問の提出先及び提出期限

上記2宛てに、上記1の告示日から令和8年2月18日(水)17時00分までの

間に提出すること。

ウ 質問に対する回答

上記 2 の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、局ホームページに掲載する。

(5) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の不備があったとき

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に委任状（別紙 2）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

日時 令和 8 年 2 月 24 日（火）14 時 00 分

場所 札幌市中央区南 1 条東 1 丁目 大通バスセンタービル 1 号館 7 階

子ども未来局大会議室

(9) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事

情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額を1年間当たりの額に換算した額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争に参加を希望する者は、入札関係職員の求めがある場合、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類を提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、入札参加資格の審査は開札後に行う。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(4) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないと

き。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項 契約書（案）（別紙4）のとおり